

## ■ゆうちょ e口振受付サービス利用規定

### 1 ゆうちょ e口振受付サービス

ゆうちょ e口振受付サービス（以下「このサービス」といいます。）とは、当行所定の申込手続を完了のうえ当行が承認した収納加入者（自動払込み規定第6条（インターネットによる利用の申込み）第6項に定める収納加入者をいいます。以下同じとします。）に対して、同条第1項に基づく自動払込みの利用の申込み（パーソナルコンピュータ又はパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「使用機器」といいます。）によるものに限る。以下この条において「インターネット自動払込み利用申込み」といいます。）について提供される次の取扱いをいいます。

- ①インターネット自動払込み利用申込みの受付機能の提供
- ②インターネット自動払込み利用申込みの登録結果の提供

### 2 利用の申込み等

(1) 次の各号のすべてに該当する収納加入者は、当行所定の方法により、このサービスの利用を申し込むことができます。ただし、当行の判断により申込みを承認しないことがあります。

- ① 法人、法人格のない団体又は個人事業主であること
- ② インターネットに接続できる環境を有し、かつ、インターネット経由の電子メールを受信できるメールアドレスを有していること
- ③ この規定その他の関係規定の適用に同意すること
- ④ 一般口座（振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（以下「総合口座」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）又は総合口座に加入していること

(2) 前項の申込みの際に提出された申込書等に不備があった場合には、当行は、収納加入者に対して、あらためて申込書等の提出を求めることができます。この場合に、当行は、当行に提出された不備のある申込書等について、収納加入者が届け出た住所に返送するか、廃棄その他の適宜の処理をすることができます。

(3) 当行が第1項の申込みを受け付け、収納加入者に対し当行所定の手続を行った時に、当行と収納加入者との間でこのサービスに係る利用契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

(4) このサービスの取扱内容は、申込書等に従います。サービスの取扱内容を変更するには、収納加入者は、当行所定の方法により、新たに申込みをし、当行の承認を受けるものとします。

### 3 使用できる機器等

このサービスの利用に際して使用できる使用機器及びブラウザは、当行所定のものに限ります。使用機器は、収納加入者の負担及び責任において収納加入者が準備し、このサービスの利用に適した状態及び環境に設定し維持するものとします。動作確認済のブ

ブラウザ及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。ただし、当行所定の環境等が備わっていても、収納加入者による個別の設定がなされている等の事情により利用ができないことがあります。

#### 4 取扱日及び利用時間

- (1) このサービスの取扱日及び利用時間は、当行所定の日及び時間帯とします。当行は、収納加入者に事前に通知することなく、取扱日及び利用時間を変更する場合があります。
- (2) 当行は、システムの維持、安全性の確保その他必要があると認めるときは、このサービスの休止期間及び内容を当行所定の方法により収納加入者に通知のうえ、このサービスを一時停止することができます。ただし、緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は、収納加入者へ事前に通知することなく、このサービスを一時停止することができます。

#### 5 管理者及び担当者

- (1) 収納加入者は、このサービスを利用する責任者として、管理者を指定します。収納加入者は、その責任において、管理者にこの規定を遵守させ、管理業務（このサービスに関連した管理者の行為をいいます。）に関する責任を負います。
- (2) 管理者は、使用機器から当行所定の操作をすることにより、管理者名を設定し、使用機器で自らを識別するための符号を登録します。また、第1条第2号のサービスを現に利用する者（以下「担当者」といいます。）を指定するとともに、使用機器から当行所定の操作をすることにより、担当者名を設定し、使用機器で当該担当者を識別するための符号（以下使用機器で管理者又は担当者を識別する符号を総称して「ユーザID」といいます。）を登録します。
- (3) 担当者は、前項に基づいて第1条第2号の取扱いを使用機器から利用できます。収納加入者は、その責任において、担当者にこの規定を遵守させ、担当者によるこのサービスの利用に関する責任を負います。

#### 6 本人確認

- (1) 管理者が初回ログイン時に使用する管理者権限を持つユーザID（以下「管理者ID」といいます。）及びその初期パスワードは当行が発行するものとします。初回ログイン後、管理者IDを追加で登録するには、使用機器から当該管理者IDに係る管理者が利用するパスワード（以下「管理者パスワード」といいます。）等当行所定の事項を入力し、当行に届け出るものとします。
- (2) 管理者が担当者権限を持つユーザID（以下「担当者ID」といいます。）を登録するには、使用機器から当該担当者IDに係る担当者が利用するパスワード（以下「担当者パスワード」といいます。）等当行所定の事項を入力し、当行に届け出るものとします。
- (3) 管理者又は担当者がこのサービスを利用する場合の本人確認は、管理者又は担当者から通知された次の各号に掲げる情報（以下「認証項目」といいます。）と、当行に登録されている認証項目との一致を確認することにより行います。通知された認証項目

と当行に登録されている認証項目との一致を確認した場合に、当行は、当該通知をした者を管理者又は担当者本人とみなします。

- ① 会社コード
- ② ユーザID
- ③ 電子証明書
- ④ パスワード

- (4) 当行が前項の方法により管理者又は担当者の本人確認を実施した場合には、認証項目に不正使用その他の事故があっても、当行は、当該取引を有効なものとして取り扱い、それにより収納加入者に生じた損害について責任を負いません。管理者又は担当者は、認証項目をその責任において厳重に管理し、第三者に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。
- (5) 管理者又は担当者は、電子証明書を取得した使用機器からパスワードの変更を行うことができます。この場合において、管理者又は担当者は変更前と変更後のパスワードを送信し、当行が受信した変更前のパスワードと当行に登録されているパスワードが一致したときは、当行は、管理者又は担当者本人からの届出とみなしてパスワードを変更します。管理者又は担当者は、生年月日、電話番号、同一の数字その他の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けてください。
- (6) 管理者パスワードを当行所定の回数を超えて誤入力等した場合には、当行は、管理者によるこのサービスの利用を制限します。このサービスの利用を再開しようとするときは、管理者は、当行所定の方法により届け出るものとします。
- (7) 担当者パスワードを当行所定の回数を超えて誤入力等した場合には、当行は、担当者によるこのサービスの利用を制限します。このサービスの利用を再開しようとするときは、管理者が使用機器から利用制限の解除登録を行ってください。
- (8) 管理者ID又は担当者IDを変更しようとするときは、管理者は、当行所定の方法により、管理者ID又は担当者IDを削除のうえ、新たな管理者ID又は担当者IDを登録します。管理者が管理者ID又は担当者IDを削除しなかったことにより当該管理者ID又は担当者IDの不正使用その他の事故があっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (9) 管理者又は担当者の指定を取りやめようとするときは、管理者は、当行所定の方法により管理者ID（ログイン中の管理者IDを除き、初回ログイン用に当行が発行した管理者IDを含みます。）又は担当者IDを削除します。管理者が管理者ID又は担当者IDを削除しなかったことにより、当該管理者ID又は担当者IDの不正使用その他の事故があっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (10) 電子証明書は、当行が発行する電子証明書を、当行所定の方法により使用機器から管理者及び担当者が導入操作するものとします。
- (11) 電子証明書を紛失した場合には、管理者は、当行所定の方法により電子証明書の再交付に係る手続を行います。管理者がこの手続を行わなかったことにより電子証明書の不正使用その他の事故があっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。また、電子証明書を導入した使用機器の譲渡又は破棄により新しい使用機器を使用する場合は、管理者は、当行所定の方法により電子証明書の再

導入を行うものとしします。

(12) 収納加入者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行は、第三者による不正使用等による被害を防止するために、収納加入者に通知することなく、このサービスの全部又は一部の利用を停止することができます。収納加入者は、当行所定の方法により届け出ることにより、このサービスの利用を再開することができます。

- ① 当行所定の期間にわたりこのサービスの利用がないとき。
- ② 届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知若しくは送付する書類が延着し若しくは到達しなかったとき、又は当行所定の期間にわたり当行からの連絡に対する回答がなかったとき。
- ③ 前各号のほか、当行がこのサービスの全部又は一部の利用を停止する必要があると認めるとき。

## 7 受付機能提供サービス

収納加入者は、第1条第1号の提供を受けるため、当行所定の手続きに従い、画面の設定内容を届け出ます。

設定内容を変更するには、収納加入者は、当行所定の方法により届け出るものとしします。

## 8 登録結果提供サービス

- (1) 収納加入者は、第1条第2号の提供を受けようとするときは、このサービスにログインし、使用機器の画面の操作手順に従って必要事項を入力の上送信してください。当行は、第6条の本人確認を行います。
- (2) 既に提供した内容について預金者からの訂正依頼その他相当の事由がある場合には、当行は、収納加入者に通知することなく変更することがあります。当該変更により収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。

## 9 通知等のための連絡先等

- (1) このサービスについて収納加入者に通知又は照会する場合には、利用の申込みに当たって収納加入者が届け出た住所、電話番号又は電子メールアドレスを連絡先とします。
- (2) 収納加入者による連絡先の記載の不備若しくは誤入力又は電話の不通等によって通知又は照会することができなくても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。

## 10 料金

(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。

- ① このサービスの利用に係る初期契約料金は、収納加入者の払込金を受け入れる総合口座又は一般口座（以下総合口座と一般口座を併せて「総合口座等」といいます。）の預り金から控除することによりいただきます。
- ② 第1条第1号による取扱件数1件あたりの登録料金は、収納加入者の払込金を受け入れる総合口座等の預り金から控除することによりいただきます。

(2) 前項第2号において、当行と預金者の間でこのサービスを通じて自動払込みの申込みが複数回成立した場合は、前項第2号の取扱件数の計算上は、別個の件数として取り扱います。

(3) 当行は、第1項の料金に係る領収書等を発行いたしません。

#### 11 取扱内容の確認等

(1) このサービスによる取扱内容を当行所定の方法により通知しますので、収納加入者は、その内容を確認してください。なお、このサービスによる取扱いについて、当行はその取扱いの実施後に当該取扱いの明細を記載した書面の交付は行いません。

(2) このサービスによる取扱内容は当行所定の期間内に限り確認できるものとし、当該期間の経過により取扱内容を確認することができなくなっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 12 届出事項の変更等

(1) このサービスの利用に際して、連絡先その他の届出事項（法令に定める取引時確認等の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、収納加入者は、直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。この届出を収納加入者がしなかったことによる損害について当行は責任を負いません。

(2) 当行は、前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知又は当行が送付する書類等が延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 13 取扱いの追加

このサービスに今後追加される取扱いについて、収納加入者は新たな申込みをすることなく利用できるものとします。ただし、一部の取扱いについてはこの限りではありません。

#### 14 海外からの利用

このサービスは、日本国内における取引に関してのみ利用でき、海外からは利用できません。

#### 15 譲渡、質入れ等の禁止

収納加入者は、このサービスの利用に係る権利又は義務の全部又は一部について、第三者に譲渡、質入れその他の処分をしてはならないものとします。

#### 16 免責事項

(1) 当行は、収納加入者がこのサービスの利用に際し、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性及び電子証明書等のこのサービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。また、当行は、収納加入者に対して必要な安全対策の構築等を求めることができ、収納加入者がこれに従わなかったことにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。

- (2) 使用機器、通信機械、回線等の障害等によりこのサービスの取扱いが遅延し又は不能となったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。回線等の障害によりこのサービスの取扱いが中断したと判断される場合は、収納加入者は、障害回復後に請求内容を当行所定の方法により連絡してください。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても収納加入者に予告なく、利用を一時停止することがあります。
- (3) 第6条による本人確認方法により収納加入者からの請求としてこのサービスの取扱いを受け付けた場合は、このサービスの利用に際して必要な認証項目その他の情報等につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、このサービスの利用に際して必要な情報等が漏洩した場合において、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 当行がこのサービスの提供に関連して収納加入者が被った損害に対して責任を負う場合においても、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害については一切責任を負いません。
- (6) 当行がこのサービスの利用に際して必要な認証項目その他の情報等を収納加入者に対して当行所定の方法により通知を行う際に、当行の責によらない事由により第三者が当該情報等を知り得たとしても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (7) 当行がこのサービスに関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、それらの書類につき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (8) 次の各号の事由によりこのサービスの取扱いが遅延し又は不能となった場合であっても、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
  - ① 災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
  - ② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じた場合
  - ③ 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じた場合
  - ④ 管理者パスワード又は担当者パスワードの利用が停止された場合
  - ⑤ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があった場合
- (9) 障害発生時において当行が必要と認めた場合、当行は、当行所定の代替措置を講じるものとします。

## 17 解約等

- (1) このサービスに係る契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の手続によるものとし、このサービスによる取扱いについて未処理のものがある等、当行が必要と認めた場合には、収納加入者は即時に解約できない場合があります。

- (2) 収納加入者による解約の通知は、当行の解約手続が終了した後に有効となります。  
解約手続終了前に収納加入者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) このサービスに係る契約が解約された場合には、このサービスで発行された電子証明書は無効となります。
- (4) 当行の都合による解約の場合には、収納加入者の払込金を受け入れる総合口座等の届出住所に解約の通知を行うものとします。当行がこの通知を届出住所あてに発信した場合には、交通事情等の理由によりこの通知が遅延し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより収納加入者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 次の場合には、当行は、収納加入者からこのサービスに係る解約の通知があったものとして取り扱うことができます。
- ① 収納加入者の払込金を受け入れる一般口座の解約の請求があった場合又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合
  - ② 収納加入者の払込金を受け入れる総合口座に係る通常貯金又は通常貯蓄貯金の全部払戻しの請求があった場合、通常貯金について通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされた場合又は通常貯蓄貯金について通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされた場合
  - ③ 当行所定の方法により、総合口座等への払込金の受け入れの解除の請求があった場合
- (6) 収納加入者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行は、いつでも収納加入者に通知することなく、このサービスの利用を一時停止し又はこのサービスに係る契約を解約することができます。
- ① 支払停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
  - ② 収納加入者の財産について、仮差押え、保全差押え、差押え又は競売手続開始の申立てがあった場合
  - ③ 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
  - ④ 住所変更の届出を怠る等当行の責によらない事由により、当行において収納加入者の所在が不明となった場合
  - ⑤ 当行に支払うべき所定の料金を支払わなかった場合
  - ⑥ 1年以上にわたりこのサービスの利用がない場合
  - ⑦ 解散、その他営業活動を休止した場合
  - ⑧ この規定に定める届出（変更の届出を含みます。）について、届出又は記載の懈怠があった場合又は記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - ⑨ 収納加入者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
  - ⑩ このサービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑪ 法令や公序良俗に反する行為に利用され又はそのおそれがあると認められる場合
  - ⑫ この規定その他関係規定に違反した場合

- ⑬ その他当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

## 18 反社会的勢力との取引拒絶

(1) このサービスは、次の各号のすべてを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行はこのサービスの利用の申込みをお断りします。

- ① 収納加入者がこのサービスの利用の申込時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。
- ② 収納加入者（収納加入者が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。次号、次項第2号及び第3号において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。
- A 暴力団
  - B 暴力団員
  - C 暴力団準構成員
  - D 暴力団関係企業
  - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - F その他AからEまでに準ずる者
- ③ 収納加入者が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。
- A 暴力的な要求行為
  - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為
  - D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為
  - E その他AからDまでに準ずる行為

(2) 次の各号の一にでも該当し、収納加入者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は、このサービスの取扱いを停止し又は収納加入者に通知することによりこのサービスに係る契約を解約することができます。

- ① 収納加入者がこのサービスの利用の申込時にした表明・確約に係り虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 収納加入者が前項第2号AからFまでに掲げるものに該当したことが判明した場合
- ③ 収納加入者が自ら又は第三者を利用して前項第3号AからEまでに掲げる行為をした場合

## 19 取引内容の保管

当行は、収納加入者の管理者及び担当者がこのサービスを利用して行ったすべての取引内容を記録し、電磁的記録等により、相当期間保管します。このサービスに係る取扱内容について疑義が生じた場合には、このサービスについての当行における電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。

## 20 このサービスの廃止

当行は、当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、このサービスの全部又は一部を廃止することができます。

## 21 秘密保持

- (1) 収納加入者は、このサービスの利用に際して知り得た情報その他利用契約に関する事項の秘密について、第三者に開示又は漏洩することを禁止します。
- (2) 収納加入者が当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させること又は開示又は提供することを禁止します。
- (3) 収納加入者が当行の提供するソフトウェア等の複製及び改変することを禁止します。

## 22 顧客情報の取扱い

このサービスの利用に関し、当行は、収納加入者、管理者及び担当者の情報をこのサービスの提供に必要な範囲に限り、代理人又はその他の第三者に処理させることができるものとします。

## 23 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「総合口座取引規定」、「自動払込み規定」その他関係規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されます。

## 24 規定の改定等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 25 準拠法及び合意管轄裁判所

この規定の契約準拠法は日本法とします。この規定に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 附 則

(実施期日)

この規定は、2026年6月22日から実施します。